

第28期

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2019年6月20日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)

■ 開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番6号
日本工業倶楽部 3階 大ホール

株主総会にご出席の株主様へ
お配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知 1

株主総会参考書類 3

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

(提供書面)

事業報告 25
連結計算書類等 39
監査報告書 45

朝日工業株式会社

証券コード：5456

証券コード 5456
2019年6月3日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目23番5号
(本店所在地：埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地)
朝 日 工 業 株 式 会 社
代表取締役社長 村 上 政 徳

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月19日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月20日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目4番6号
日本工業倶楽部 3階 大ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第28期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahi-kg.co.jp/ir/shareholder>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ①事業報告の以下の事項
- 業務の適正を確保するための体制
 - 業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - 会社の支配に関する基本方針
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」
- なお、上記事項は、監査等委員会および会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahi-kg.co.jp/ir/shareholder>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

2019年3月19日付当社プレスリリース「合同製鐵株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等においてご報告申し上げておりますとおり、合同製鐵株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2019年2月4日から2019年3月18日まで当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施し、その結果、公開買付者は、2019年3月25日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式6,087,340株（議決権所有割合（注1）：86.96%）を保有するに至りました。

（注1）「議決権所有割合」とは、当社が2019年2月1日に公表した「2019年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社四半期決算短信」といいます。）に記載された2018年12月31日現在の発行済株式総数（7,200,000株）から、当社四半期決算短信に記載された同日現在の当社の所有する自己株式数（200,163株）を控除した株式数（6,999,837株）に係る議決権数（69,998個）を分母として計算しております。

当社の2019年2月1日付当社プレスリリース「合同製鐵株式会社による当社株式に対する公開買付けへの賛同及び応募推奨のお知らせ」（以下「当社2019年2月1日付プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者及び当社は、国内で発生する鉄スクラップを電気炉で溶解し、圧延設備を用いて建設資材を中心とする多様な鉄鋼製品を製造する、いわゆる普通鋼電気炉メーカーと呼ばれる鉄鋼会社であるところ、普通鋼電気炉メーカーは、主原料である鉄スクラップの仕入れ及び製品の販売の両市場における市場構造上、その市況形成において受身とならざるを得ず、主原料価格の値上げ圧力と販売価格の値下げ圧力に挟まれた普通鋼電気炉メーカー各社は、将来に向けた設備・人材への投資をはじめとする事業の継続性確保のために必要な利益の確保が困難となり、いずれも低収益を余儀なくされる状況が続いております。

このような状況の下、公開買付者は、このままでは鉄スクラップリサイクルのメーカーとしての重要な機能である鉄鋼製品再生機能を喪失することにもつながりかねない状況と認識し、同業他社との統合による高付加価値品を中心とした商品ラインナップの拡充やデリバリー性の向上等による顧客評価の向上、個社の枠を超えた抜本的なコストの削減等による競争力の向上が喫緊の課題であるとの考えに至ったとのことです。そこで、公開買付者は、一定の事業規模があり、かつ、事業シナジーが見込める事業者の買収等の可能性を模索していたところ、支配

株主が存在しない上場企業であるとの点で類似する歴史を有する当社に注目し、その企業風土や従業員意識等、会社運営基盤の根幹において公開買付者との高い親和性を期待でき、かつ、製品ラインナップ、鉄鋼製造技術、プロセス及び工場立地等の観点からも両社には大きな事業シナジーの創出を見込める可能性があるのではないかと認識に至ったとのことであり、公開買付者は、2017年7月下旬に当社を公開買付者の完全子会社化（非公開化）又は連結子会社化することも見据えた友好的買収の初期的な提案を行うとともに、その後、当社に対するデュー・ディリジェンスを実施し、引き続き、検討を重ねてきたとのことです。その結果、公開買付者は、当社の完全子会社化を主眼とした、本公開買付けにより当社を公開買付者の完全子会社化（非公開化）又は連結子会社化するための取引（以下、これらの取引を「本取引」といいます。）の実施により、公開買付者グループ及び当社グループ全体の鉄鋼事業における経営基盤の強化を通じた企業価値向上が可能になるものとするに至り、2018年6月下旬に、当社に対して、本取引の実施を提案したとのことです。

一方、当社といたしましては、事業環境の構造的変化に対応すべく、中期経営計画「ASAHI2018プロジェクト」で掲げた「スペシャリティ分野（強みを有する分野）への経営資源のシフト」の強化とスピードアップを進める中で、底堅い需要が見込まれる高強度鉄筋及びねじ節鉄筋の製造・販売に注力するとともに、再開した特殊鋼（構造用鋼）の販売拡大やOEM等の新規プロジェクトの取組みにより高付加価値品への鋼種構成比変革を早期に実現するためには、同業他社との提携により事業戦略を加速的に推進し市場競争力を高めることが有効であり、その結果、当社の企業価値の更なる向上に繋がるとの判断に至りました。また、上記のとおり公開買付者より2017年7月下旬に本取引も見据えた友好的買収の初期的な提案を受け、さらにその後、2018年6月下旬の本取引の提案を経て、公開買付者と当社との間で両社の企業価値向上を目的として検討・協議を重ねた結果、公開買付者は特定の支配株主が存在しない上場会社であり、その企業風土等に高い親和性が期待できることや、両社の製造設備や技術等の経営資源の強みを相互に活用することで、事業シナジーを発生させ、当社の企業価値をさらに高めることができると考えられること、当社における鉄鋼建設資材事業と農業資材事業及び碎石砕砂・マテリアルリサイクル事業の一体経営を深く理解していること等から、公開買付者と最大限強固な連携関係を構築することが有効であり、加えて、本取引により実現可能な諸施策及び事業シナジーは、販売、製造、購買、物流、間接部門など多岐にわたっており、それらの諸施策を実施して事業シナジーを発生させるためには、当社が公開買付者の子会社となることは極めて有効な手段であると判断いたしました。

さらに、関東鉄筋棒鋼市場の需給ギャップの顕在化による需要家からの販売価格に対する値下げ圧力、商社統合再編による市場価格形成への影響力の強大化等の事業環境の構造的変化に迅速に対応し、当社における公開買付者との提携による事業シナジーの発生を早期に実現するためには、当社における機動的な意思決定を実現することが必要であること、また本取引により実現可能な諸施策の中には、当社が公開買付者の完全子会社となることで、事業シナジーを最大限実現できる施策も数多く含まれていることから、当社としては事業シナジーを最大化す

るためには当社が公開買付者の完全子会社となることが最善の手段であるとの判断に至りました。

かかる判断に至る過程において、当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任した上、公開買付者との間で本公開買付けにおける当社株式1株あたりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び諸条件について協議・交渉を重ねました。当社はみずほ証券及びTMI総合法律事務所からの助言を踏まえ、みずほ証券によるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）等に基づく算定結果等を参考として、公開買付者と複数回に亘り協議・交渉を行いました。また、当社は、後記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項」の「(2) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「④ 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、2018年8月3日に、本第三者委員会（後記「3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項」の「(2) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における独立した第三者委員会の設置」において定義します。以下同じとします。）から、答申書（以下「2018年8月3日付答申書」といいます。）の提出を受けました。

その上で、当社は、本公開買付けについて慎重に検討した結果、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2018年8月6日開催の当社の取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致により決議いたしました。

その後、当社は、公開買付者から、2019年1月18日に、同日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知書を受領し、2018年8月6日付当社プレスリリース「合同製鐵株式会社による当社株式に対する公開買付け（予定）への賛同及び応募推奨のお知らせ」において公表した前提条件（以下「本前提条件」といいます。）が充足する目処がついたことから、本公開買付けを2019年2月4日から開始したい旨の連絡を受け、2019年1月22日に、本第三者委員会に対して、2018年8月3日付答申書の内容に変更がないかを検討し、当社の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しました。本第三者委員会は、かかる諮問を受けて、2018年8月3日以降、2019年1月31日までの間に、2018年8月3日時点における本公開買付けに係る本第三者委員会の判断を変更する要因は発生していないことを確認し、2019年1月31日に、当社の取締役会に対して、答申書（以下「2019年1月31日付答申書」といいます。）を提出いたしました。

当社は、2019年1月31日付答申書等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、2018年8月6日以降、2019年2月1日までの間に、2018年8月6

日時点における本公開買付けに係る当社の判断を変更する要因は発生していないことを確認し、2019年2月1日時点においても、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断して、2019年2月1日開催の当社の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができませんでした。当社といたしましては、上記の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと並びに公開買付者から会社法第180条に基づき当社株式の併合を行うこと等を本定時株主総会の付議議案に含めることの要請を受けたこと等を踏まえ、当社2019年2月1日付プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」においてお知らせいたしましたとおり、当社の株主を公開買付者のみとするため、後記「2. 本株式併合の内容」に記載のとおり、当社株式999,900株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を本定時株主総会に付議することといたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 本株式併合の内容

(1) 併合の割合

当社株式について、999,900株を1株に併合いたします。

(2) 本株式併合の効力発生日

2019年7月25日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

28株

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、999,900株を1株に併合するものです。当社は、本株式併合が上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと、及び以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 端数処理の方法に関する事項

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が保有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,800円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

(2) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）に対し、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、SMB C日興証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社株式がJASDAQに上場しており、市場株価が存在することから市場株価法及び将来の事業活動を評価に反映するためにDCF法の各手法を用いて当社の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMB C日興証券から2018年8月3日付で当社の株式価値に関する株式価値算定書（以下「SMB C日興証券株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。また、公開買付者はSMB C日興証券から、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

SMB C日興証券株式価値算定書によると、採用した上記各手法において算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 1,264円～1,321円
DCF法	: 1,440円～2,366円

市場株価法では、2018年8月3日を算定基準日として、当社株式のJASDAQにおける直近1ヶ月間の終値単純平均値1,264円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,282円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,321円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を、1,264円から1,321円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社が作成した当社の事業計画（2019年3月期から2021年3月期までの3年間）における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2019年3月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フロー

を、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を、1,440円から2,366円までと算定しているとのことです。

なお、SMB C日興証券がDCF法による分析に用いた当社の事業計画においては、鉄鋼建設資材事業における高強度鉄筋やねじ鉄筋、構造用鋼の特殊鋼の販売拡大による鋼種シフト、OEM等の新規プロジェクトの取組み、農業資材事業における有機質肥料への経営資源シフト等により、2019年3月期における営業利益の黒字転換、2020年3月期事業年度において前期比約70%の営業利益の増加をそれぞれ織り込んでおり、前期比で大幅な増益となることを見込んでいたとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、事業計画には加味していないとのことです。

公開買付者は、SMB C日興証券から取得したSMB C日興証券株式価値算定書の算定結果に加え、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例（完全子会社化を前提とした公開買付けの事例）において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社株式の市場株価の動向、公開買付者において実施した当社に対する2017年10月中旬から2017年11月上旬まで及び2018年2月下旬から2018年5月下旬までの期間におけるデュー・ディリジェンスの結果及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に2018年8月6日に、本公開買付価格を1株当たり1,800円とすることを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、当社の業況や本取引を取り巻く環境等に重大な変更が見られず、当社に対する2018年12月上旬から2019年1月下旬までの期間における追加的なデュー・ディリジェンスの実施等を通じ、当社の企業価値に重大な影響を与える事象はないと判断し（公開買付者は、当社から、2019年3月期の通期業績予想を修正した（当該通期業績予想の修正を、以下「本業績予想修正」といいます。）との説明を受けておりますが、公開買付者として、本業績予想修正は、主に主原料価格の循環的変動に起因するものであると考えられることから、当社の事業計画及び企業価値に重大な影響を与える事象ではないと判断しているとのことです。）、2019年2月1日付で、本公開買付価格を変更しないことを決定したとのことです。なお、本公開買付価格である1,800円は、本公開買付けの実施予定について公表した日（2018年8月6日）の前営業日である2018年8月3日のJASDAQにおける当社株式の終値1,289円に対して39.64%（小数点以下第三位四捨五入。以下、本項のプレミアムの計算において同じとします。）のプレミアムを加えた価格、2018年8月3日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,264円に対して42.41%のプレミアムを加えた価格、2018年8月3日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,282円に対して40.41%のプレミアムを加えた価格、2018年8月3日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,321円に対して36.26%のプレミアムを加えた価

格とのことです。また、本公開買付けの実施について公表した日（2019年2月1日）の前営業日である2019年1月31日のJASDAQにおける当社株式の終値1,795円に対して0.28%のプレミアムを加えた価格とのことです。

(注) S M B C日興証券は、S M B C日興証券株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。また、当社及びその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定への依頼も行なっていないとのことです。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があるとのことです。さらに、当社及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びにS M B C日興証券株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としているとのことです。S M B C日興証券が、S M B C日興証券株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、情報提供者により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としているとのことです。また、S M B C日興証券株式価値算定書において、S M B C日興証券は提供された資料及び情報に基づき、一定の仮定を置いて分析を行っている可能性があります。提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としているとのことです。S M B C日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。なお、S M B C日興証券の算定結果は、S M B C日興証券が公開買付者の依頼により、公開買付者の取締役会が本公開買付価格を決定するための参考に資することを唯一の目的として公開買付者に提出したものであり、当該算定結果は、S M B C日興証券が本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではないとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に当社の株式価値の分析を依頼いたしました。なお、第三者算定機関であるみずほ証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

みずほ証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社株式がJASDAQに上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、当社の将来期待収益及びキャッシュフローの予測を算

定に反映するためにDCF法をそれぞれ用いて当社の株式価値の分析を行い、当社はみずほ証券から2018年8月3日付で当社の株式価値に関する株式価値算定書を取得しております。なお、当社はみずほ証券から、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

③ 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る検討に慎重を期し、当社の取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するため、当社及び公開買付者から独立性を有するリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

④ 当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、2018年6月22日に、本公開買付けを含む本取引について、当社取締役会が本取引の是非を審議し、本公開買付けに対する意見表明に係る決議を行うにあたり、当社における意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、当社及び公開買付者から独立性を有する、中本攻氏（弁護士・中本総合法律事務所、株式会社柿安本店社外取締役）、田島伸一氏（当社社外取締役（監査等委員・独立役員）、信友インターナショナル株式会社特別顧問）、花枝英樹氏（当社社外取締役（監査等委員・独立役員））及び土屋光章氏（当社社外取締役（監査等委員・独立役員）、日本原子力発電株式会社社外監査役、株式会社国際協力銀行社外監査役、第一リース株式会社監査役）の4氏から構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。当社は、2018年6月22日に、本第三者委員会に対し、当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本公開買付けを含む本取引の目的は合理的か（当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(b)本公開買付けを含む本取引における買付条件（公開買付価格を含む。）の公正性が確保されているか、(c)本公開買付けを含む本取引において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d)(a)乃至(c)のほか、本公開買付けを含む本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないか（(a)乃至(d)を総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について検討し、これらの点について当社取締役会に意見を述べることを諮問いたしました。

本第三者委員会は、2018年6月29日より2018年8月1日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。

本第三者委員会は、本諮問事項の検討にあたり、当社から、当社より提出された各資料に基づき、公開買付者の提案内容、本取引の目的及びこれにより向上することが見込

まれる当社の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。さらに、本第三者委員会は、当社から、当社の事業計画について説明を受け、質疑応答を行うとともに、みずほ証券から、みずほ証券が当社に対して提出した株式価値算定書に基づき、当社の株式価値の分析に関する説明を受け、質疑応答を行い、また、TMI総合法律事務所から本取引に係る手続等に関する説明を受け、質疑応答を行いました。本第三者委員会は、これらの検討を前提として、2018年8月3日に、当社の取締役会に対して、委員全員の一致で、大要、以下の内容の2018年8月3日付答申書を提出しました。

- (i) 本取引の目的の合理性については、当社から説明を受けた内容等について検討すると、本取引は、当社を取り巻く厳しい外部環境の下において、当社がその経営基盤を強化するとともに、事業戦略の推進を加速させるために有効な手段であって、本取引によって当社には事業シナジーが発生するものと認められるとともに、これらの事業シナジーを早期に生じさせるためには、当社が公開買付者の子会社となる本取引を行うことは合理的な選択であると認められる。また本取引後に想定されている諸施策の中には、当社が公開買付者の完全子会社となることによって事業シナジーを最大限に発揮できるものも多いと思われることも踏まえると、当社としては、事業シナジーを最大化するためには、可能であるならば、当社が公開買付者の完全子会社となることが最善の手段であると判断したことも合理的であると認められる。さらに、公開買付者を、本取引の最適の相手方として選択した理由として当社から説明されている、提携する同業他社としては、当社と企業風土に高い親和性があることや、特徴ある両社の経営資源の強みを相互に活用することで最もシナジーを発揮できると考えられること、公開買付者が当社における鉄鋼建設資材事業と農業資材事業の一体経営を深く理解していること等は、本取引の相手方として、公開買付者を選択した理由として、適切であると認められる。以上からすると、完全子会社化を含む、本取引の目的は合理的であり、また公開買付者を相手方とする本取引は適切であることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであると判断される。
- (ii) 本取引の買付条件については、(ア) 本公開買付価格は、当社がみずほ証券から取得した株式価値算定書における算定結果のうち、市場株価基準法の算定結果の上限を上回り、かつ、DCF法による算定結果のレンジに照らして、その中央値を上回る金額であり、また、DCF法による算定の基礎となる割引率(WACC)及び永久成長率について、その感応度分析において用いた数値のそれぞれ中央値を使用して算出された当社株式1株当たりの株式価値を上回っているとともに、当社株式の市場株価に対して、相応のプレミアムが付されていることに加えて、みずほ証券がDCF法による分析に用いた当社の財務予測(事業計画)においては、対前年度比較において大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれている点も考慮すると、

当社の株式価値を適切に反映していると評価できること、(イ) 本取引に係る交渉過程の手続が公正であると認められること、(ウ) 対抗的な買付け等の機会を確保していること、(エ) 非公開化手続が行われる場合において、本公開買付けに応募しなかった当社の各株主に対して交付される金銭の額は、本公開買付けに当該各株主が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、当社のプレスリリース等で明示される予定であること、(オ) 本公開買付けの公表時点において、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社株式に係る議決権の数の合計が基準議決権数未満となった場合の対応策が決定されていないとしても、本取引における買付条件が公正ではないと評価する事情とはならないこと、(カ) 公開買付者は本公開買付けの実施について、(a)当社が本公開買付けに対して賛同する旨及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の取締役会決議を行い、当該決議が公表されており、かつその意見表明が撤回されていないこと、(b)独占禁止法に基づき行われる公正取引委員会の企業結合審査の結果において、排除措置命令（独占禁止法第17条の2第1項）を行わない旨の通知を受けること、(c)本公開買付けの開始時点において、当社及び当社の子会社に関する未公表の重要事実（金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実、並びに金融商品取引法第167条第2項に定める公開買付等の実施に関する事実及び中止に関する事実をいうが、本公開買付けに関する事実を除く。）が存在していないこと、(d)本公開買付けの開始時点において、当社の連結ベースでの事業、財政状況、経営成績、資産、キャッシュフロー、将来の収支計画等に天災・火災・爆発等、不可抗力なものに起因する重大な悪影響を与える又は与え得る事象が存在しないこと、及び(e)本公開買付けの開始時点において、本取引を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法機関、行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、処分、決定若しくは判決も存在していないことを前提条件としているが、これらは合理的な前提条件であり、本公開買付けの実施が合理的に見込まれること、及び(キ) 本公開買付けが開始される際に、本第三者委員会が当社の取締役会に対して、2018年8月3日付答申書において表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対して意見を述べる機会が確保され、それを受けて当社の取締役会が改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行うことが予定されていることからすれば、本公開買付け価格その他の子会社取引における買付条件は本取引における公正な手続に従って決定されており、本公開買付け価格の水準は当社の株式価値を適切に反映し、かつ、プレミアム水準も適正であること、さらにその他の買付条件は合理的と認められることから、本取引における買付条件（公開買付け価格を含む。）は公正であると判断される。

- (iii) 本取引に係る手続の公正性については、(ア) 独立した外部の専門家であるみずほ証券及びTMI総合法律事務所からの助言・意見等を取得していること、(イ) 当

社は、本公開買付価格を含む本取引における買付条件について、公開買付者との間で実質的な協議・交渉を十分に行っていること、(ウ)本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、公開買付者その他の本取引に特別な利害関係を有する者が当社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は存在しないこと、(エ)対抗的な買付け等の機会を確保していること等を踏まえれば、同種の案件において採用されている、公正性を担保するために有効と認められる措置が複数講じられているから、公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされていると判断される。

- (iv) 前記(i)乃至(iii)の事項を踏まえると、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと判断される。

また、当社は、2018年8月6日開催の当社の取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本第三者委員会に対して、本第三者委員会が当社の取締役会に対して提出した2018年8月3日付答申書において表明した意見に変更がないか否かを検討し、当社の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で改めて本公開買付けに関する意見表明の決議を行うこととしておりました。

その後、当社は、公開買付者から、2019年1月18日に、同日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知書を受領し、本前提条件が充足する目処がついたことから、本公開買付けを2019年2月4日から開始したい旨の連絡を受け、2019年1月22日、本第三者委員会に対して、2018年8月3日付答申書の内容に変更がないかを検討し、当社の取締役会に対して、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しました。本第三者委員会は、かかる諮問を受けて、2019年2月1日付で本業績予想修正をすることを見込んでいたことから当該業績予想の下方修正による影響も含めて、2018年8月3日以降、2019年1月31日までの間に、2018年8月3日時点における本公開買付けに係る本第三者委員会の判断を変更する要因は発生していないことを確認し、2019年1月31日に、当社の取締役会に対して、2018年8月3日付答申書の内容に変更がない旨の2019年1月31日付答申書を提出いたしました。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書の内容及びTMI総合法律事務所からの法的助言等並びに本第三者委員会から取得した答申書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に審議及び検討を行った結果、上記「1. 株式併合を行う理由」記載の理由に基づき、2018年8月6日開催の当社取締役会において、同日時点における当社の意見として、審議及び決議に参加した取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

その後、2019年1月18日に、当社は、公開買付者から、同日付で公正取引委員会よ

り排除措置命令を行わない旨の通知書を受領し、本前提条件が充足する目処がついたことから、本公開買付けを2019年2月4日から開始したい旨の連絡を受け、上記「④ 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、本第三者委員会が当社の取締役会に提出した2018年8月3日付答申書の内容に変更がない旨の2019年1月31日付答申書等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、2018年8月6日以降、2019年2月1日までの間に、2018年8月6日時点における本公開買付けに係る当社の判断を変更する要因は発生していないことを確認し、2019年2月1日時点においても、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断して、2019年2月1日開催の当社の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました（なお、当社は、本業績予想修正によって2018年8月6日時点における本公開買付けに係る当社の判断を変更する必要はないと考えております。）。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としました。本公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性も担保することを企図していたとのことです。さらに、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行わず、本公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮していたとのことです。

(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、上記「(1) 端数処理の方法に関する事項」記載のとおり、株主の皆様が保有する当社株式の数に本公開買付け価格と同額である1,800円を乗じた額を、株主の皆様が交付することが見込まれております。

本公開買付け価格につきましては、当社2019年2月1日付プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、(i) みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の上限を上回る価格であること、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジに含まれ、そのレンジの中央値を上回って

ること、(ii) 本公開買付けの実施予定について公表した日(2018年8月6日)の前営業日である2018年8月3日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)が開設するJASDAQ(スタンダード)市場(以下「JASDAQ」といいます。)における当社株式の終値1,289円に対して39.6%(小数点以下第二位を四捨五入。以下、本項のプレミアムの算出において同じです。)、2018年8月3日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,264円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して42.4%、2018年8月3日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,282円に対して40.4%、2018年8月3日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,321円に対して36.3%のプレミアムが加算されており、相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii)上記「(2) 当社の株主(親会社等を除く。)の利益を害さないように留意した事項」に記載の公正性を担保するための措置が十分に採られた上で決定された価格であることを踏まえ、当社は、本公開買付けが当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。また、当社は、2019年2月1日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議した後、2019年6月3日に至るまでに、本公開買付け価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 本公開買付け

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者は、2019年2月4日から2019年3月18日まで当社株式に対する本公開買付けを行い、その結果、公開買付者は、2019年3月25日の決済開始日をもって、当社株式6,087,340株(議決権所有割合:86.96%)を保有するに至りました。

(2) 自己株式の消却

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、2019年7月24日付で当社の自己株式200,216株(2019年3月31日現在の当社の自己株式の全部)を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、自己株式の消却後の当社の発行済株式総数は、6,999,784株となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第1号議案のとおり、本株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数は減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は7株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2019年7月25日に効力が発生するものといたします。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>24,000,000株</u>とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>28株</u>とする。</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>单元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1)<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2)<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>第9条～第44条</u> (略)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第7条～第42条</u> (略)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者は取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として相当であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	むら かみ まさ のり 村上 政 徳 (1955年12月25日生)	2007年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員 コーポレート・コミュニケーション部長 2009年4月 興和不動産株式会社常務執行役員ソリューション 事業本部副事業本部長 2010年7月 同社常務取締役・常務執行役員ソリューション 事業本部長 2012年10月 新日鉄興和不動産株式会社常務取締役・常務執行 役員営業推進本部長兼賃貸住宅事業本部長 2013年4月 保土谷化学工業株式会社常務執行役員 2013年6月 同社取締役・常務執行役員 2015年5月 当社特別顧問 2015年6月 当社代表取締役社長（現任）	0株
<p><取締役候補者とした理由> 村上政徳氏は、大手金融機関での長年の経験や会社経営で培った豊富な知見を有しております。 この経験と知見を活かし、強いリーダーシップと決断力で朝日工業グループ全体を牽引してきた実績 を踏まえ、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 の 数
※ 2	うち だ ひろし 内 田 洋 (1958年2月28日生)	2010年7月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社） 人事・労政部付（部長） サイアム・ユナイテッド・スチール社出向 社長室長 2011年4月 同社人事・労政部付（部長） サイアム・ユナイテッド・スチール社出向 取締役社長室長 2015年6月 合同製鐵株式会社参与 2015年6月 同社執行役員経理部長兼経営企画部担当部長 2016年6月 同社執行役員経営企画部長兼経理部長 2018年6月 同社常務執行役員経営企画部長兼経理部長 （現任）	0株
<取締役候補者とした理由>			
内田洋氏は、鉄鋼業界における長年の経験と親会社である合同製鐵株式会社の要職を歴任したことによる豊富な知見を有しております。			
この経験と知見を活かすことにより、当社に貢献できるものと判断し、取締役候補者いたしました。			
3	なか むら のり ゆき 中 村 紀 之 (1957年9月16日生)	1981年4月 西武化学工業株式会社（当社の前身）入社 2001年6月 当社取締役企画室長兼経理財務部長 2002年2月 当社取締役管理本部経理財務部長 2006年6月 当社常務取締役管理本部長 2011年5月 当社常務取締役管理本部長兼環境管理部長 2014年2月 当社常務取締役管理本部長 2015年4月 当社常務取締役鉄鋼建設資材本部長 2017年6月 当社専務取締役鉄鋼建設資材本部長（現任）	0株
<取締役候補者とした理由>			
中村紀之氏は、当社入社以来、経理財務部門を中心に管理本部の要職を歴任し、現在は鉄鋼建設資材本部を統括するなど、豊富な業務経験と知見を有しております。			
この経験と知見を活かし、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
4	ひろせ きよし 広瀬 清 (1958年1月28日生)	1981年4月 西武化学工業株式会社（当社の前身）入社 1998年6月 当社関西肥料事業部営業部長 2003年10月 当社農業資材本部肥料事業部営業三部長 2008年6月 当社取締役農業資材本部肥料事業部副事業部長 兼営業三部長 2009年6月 当社取締役農業資材本部肥料事業部長 2010年6月 当社取締役農業資材本部肥料事業部長 兼営業二部長 2014年7月 当社取締役農業資材本部肥料事業部長 2015年4月 当社取締役農業資材本部副本部長兼肥料事業部長 2016年4月 当社取締役農業資材本部副本部長 2016年6月 当社常務取締役農業資材本部長（現任）	0株
<取締役候補者とした理由> 広瀬清氏は、当社入社以来、肥料部門を中心に農業資材本部の要職を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しております。 この経験と知見を活かし、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。			
5	せきね まさる 関根 傑 (1968年2月23日生)	1988年4月 朝日工業株式会社 入社 2010年4月 当社鉄鋼建設資材本部事業企画部長 2014年4月 当社鉄鋼建設資材本部鉄鋼事業部埼玉工場 副工場長 2014年11月 当社管理本部経理財務部長 2016年5月 当社管理本部総務人事部長 2016年6月 当社執行役員管理本部総務人事部長 2017年6月 当社取締役管理本部副本部長兼総務人事部長 （現任）	0株
<取締役候補者とした理由> 関根傑氏は、当社入社以来、管理本部や鉄鋼建設資材本部の要職を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しております。 この経験と知見を活かし、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 の 数
※ 6	たか はし あき ひろ 高橋明宏 (1959年4月18日生)	1982年4月 西武化学工業株式会社（当社の前身） 入社 2011年6月 当社内部統制室長 2018年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	0株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>高橋明宏氏は、当社入社以来、管理本部の要職を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しております。この経験と知見を活かし、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>			
※ 7	さか もと とし お 坂本利雄 (1960年6月21日生)	1979年4月 西武化学工業株式会社（当社の前身） 入社 2005年4月 当社鉄鋼建設資材本部鉄鋼事業部営業部長 2016年4月 当社鉄鋼建設資材本部営業統括部長 2016年6月 当社執行役員鉄鋼建設資材本部営業統括部長 (現任)	0株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>坂本利雄氏は、当社入社以来、鉄鋼建設資材本部の要職を歴任し、豊富な業務経験と知見を有しております。この経験と知見を活かし、今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
※8	めい が たか よし 明賀孝仁 (1955年1月15日生)	2000年11月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社） 建材事業部堺製鐵所形鋼部長 2007年4月 同社執行役員建材事業部堺製鐵所長 2009年4月 同社執行役員八幡製鐵所長 2011年4月 同社常務執行役員 2011年6月 同社常務取締役 2011年11月 同社常務取締役設備・保全技術センター所長 2012年4月 同社常務取締役 2013年4月 合同製鐵株式会社参与 2013年6月 同社取締役副社長販売担当 2014年6月 同社代表取締役社長（現任）	0株
<取締役候補者とした理由> 明賀孝仁氏は、鉄鋼業界における長年の経験と親会社である合同製鐵株式会社の代表取締役社長としての会社経営で培った豊富な知見を有しております。 この経験と知見を活かすことにより、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言が期待できるため、取締役候補者となりました。			
※9	にし なか かつら 西仲桂 (1961年9月8日生)	2007年7月 合同製鐵株式会社姫路製造所総務部長 2010年6月 同社総務部付部長 三星金属工業株式会社出向取締役総務部長 2012年6月 同社購買部長 2013年6月 同社総務部長 2015年6月 同社執行役員総務部長（現任）	0株
<取締役候補者とした理由> 西仲桂氏は、鉄鋼業界における長年の経験と親会社である合同製鐵株式会社の要職を歴任したことによる豊富な知見を有しております。 この経験と知見を活かすことにより、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い経営的視点からの助言が期待できるため、取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. ※印は、新任の候補者であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開催の時をもって、2017年6月23日開催の第26期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役新垣良爾氏の選任の効力が失効しますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、改めて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
あら がき りょう じ 新 垣 良 爾 (1951年5月16日生)	1999年6月 株式会社日本興業銀行参事 実華国際租賃有限公司出向 2002年10月 株式会社みずほコーポレート銀行国際企画部付 参事役実華国際租賃有限公司出向 2004年2月 株式会社ミレニアムリテイリング 海外事業室長兼関連事業室長 2010年7月 興和不動産株式会社常勤監査役 2012年7月 同社監査役 2012年10月 新日鉄興和不動産株式会社監査役 2013年6月 当社社外監査役 2016年3月 株式会社ジンテック社外監査役(現任) 2016年6月 当社監査等委員	0株
<p><補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由> 新垣良爾氏は、長年の銀行経験において経理・財務を経験するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、幅広い観点からご意見をいただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>		

- (注)
- 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - 新垣良爾氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 新垣良爾氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
 - 新垣良爾氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
 監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、有限責任あずさ監査法人を新たな会計監査人として選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の内容につきましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が有限責任あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、合同製鐵株式会社が当社の親会社になったことに伴い、同社と会計監査人を統一することにより監査の効率化及び同社との連結決算の一元的な監査体制の確立を図るため、また、EY新日本有限責任監査法人からも同社による子会社化の進展を鑑み契約更新を差し控えたい旨の申し出があった事により、有限責任あずさ監査法人を新たな会計監査人の候補者とし独立性及び監査品質等を総合的に勘案した結果、会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えているものと認められたことから選任するものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任あずさ監査法人	
主たる事務所の所在場所	東京都新宿区津久戸町1番2号	
沿 革	1985年7月	監査法人朝日新和会計社設立
	1993年10月	井上斉藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする。
	2004年1月	あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする。
	2010年7月	有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任あずさ監査法人とする。
概 要 (2019年3月31日現在)	資本金	3,000,000,000円
	構成人員	
	公認会計士	3,236名 (代表社員34名、社員505名)
	会計士試験合格者	1,053名
	監査補助職員	1,063名 (特定社員34名、うち代表社員1名)
	その他職員	726名
	合 計	6,078名

以上

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、米国の保護主義的な通商政策や中国経済の先行きに留意する必要があるものの、雇用・所得情勢が堅調に推移するなど、依然として緩やかな回復基調が続いています。

このような状況の中、当社グループは、2016年5月に公表した2018年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「ASAHI2018プロジェクト」に基づき、諸施策を推進してまいりました。

しかしながら、当社グループの主力事業は建設・肥料業界の構造変化の影響を受け、引き続き厳しい事業環境に晒されており、原料価格やエネルギーコストの上昇等を販売価格改善や販売数量で吸収できず、減益となりました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高は40,367百万円（前連結会計年度比12.5%増）、営業損失は342百万円（前連結会計年度は営業損失64百万円）、経常損失は388百万円（前連結会計年度は経常損失74百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は848百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失362百万円）となりました。

事業（セグメント）別の状況は次のとおりであります。

事業（セグメント）別売上高

区分	第27期 (前連結会計年度) (2018年3月期)	第28期 (当連結会計年度) (2019年3月期)	前連結会計年度比	
			金額	増減率
鉄鋼建設資材事業	百万円 20,995	百万円 25,465	百万円 4,469	% 21.3
砕石砕砂・ マテリアルリサイクル事業	2,364	2,545	181	7.7
農業資材事業	12,464	12,304	△159	△1.3
その他事業	464	450	△13	△3.0
調整額	△410	△398	11	—
合計	35,878	40,367	4,489	12.5

<鉄鋼建設資材事業>

鉄鋼建設資材事業の業績に影響を与える建設需要は、企業収益の改善による設備投資等の増加により、底堅く推移しましたが、人手不足による工期短縮化を背景とした鉄筋コンクリート造から鉄骨造への構造変化が進み、鉄筋業界には先行きの不透明感が続いております。

このような状況の中、物流費や合金鉄・電極・耐火物等の副資材価格やエネルギー関連価格の上昇によりコストアップを余儀なくされました。しかし、中期経営計画で販売強化を掲げているねじ節鉄筋、高強度鉄筋や特殊鋼(構造用鋼)を中心に販売数量が拡大したことに加え、主力である鉄筋用棒鋼の販売価格引き上げが徐々に浸透したことにより、売上、利益ともに改善しております。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高は25,465百万円（前連結会計年度比21.3%増）、セグメント利益は139百万円（前連結会計年度比62.5%増）となりました。

<砕石砕砂・マテリアルリサイクル事業>

砕石砕砂事業では、販売エリアにおける生コンクリート向け、アスファルト合材向けともに需要が引き続き好調に推移したことに加え、販売先新規開拓の進展により増収増益となりました。

マテリアルリサイクル事業では、単価の高い集荷品が増加した事により増益となりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高は2,545百万円（前連結会計年度比7.7%増）、セグメント利益は160百万円（前連結会計年度比15.0%増）となりました。

<農業資材事業>

農業資材事業の業績に影響を与える肥料需要は、作付面積の減少、施肥の省力化等により引き続き緩やかに減少する傾向となっております。

このような状況の中、主力事業である肥料事業では、肥料原料価格の高騰に対し、農林水産省の「農業競争力強化プログラム」における生産資材価格引き下げの取組みの影響により販売価格引き上げが小幅に止まったことに加え、受託生産品の出荷量が大きく減少したことから、減収減益となりました。

種苗事業では、自社品種であるトマトの販売数量が減少したものの、カボチャ「プリメラ」や海外向けトマト台木などの販売拡大と、新たに開始したブロッコリーの販売が順調に推移したことで、増収となりました。

乾牧草事業では、国内における需要が底堅く、販売数量が前年同期と比べ増加しました。しかし、豪州合弁会社の業績は、確実に収益を上げているものの、中国における価格競争の高まりに加え、本年の豪州の干ばつの影響により、大幅な減益となりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高は12,304百万円（前連結会計年度比1.3%減）、セグメント利益は447百万円（前連結会計年度比44.6%減）となりました。

<その他事業>

報告セグメント以外の事業業績は、売上高は450百万円（前連結会計年度比3.0%減）、セグメント利益は13百万円（前連結会計年度比15.1%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、上記各セグメント別売上高の合計からセグメント間の内部売上高398百万円を差引き、40,367百万円となり、営業利益は、上記各セグメント別利益の合計からセグメント間の取引消去額、持分法による投資利益および管理部門経費など各事業に帰属しない全社費用の合計1,103百万円を差引き、342百万円の損失となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,485百万円であり、その主な内容は、埼玉工場での将来を見据えたレイアウト変更に伴う設備投資と既存設備の維持・更新投資であります。

③ 資金調達の状況

当社は、設備資金や運転資金として2,000百万円を長期借入金により調達しております。また、当社の子会社である株式会社上武は、設備資金や運転資金として100百万円を長期借入金により調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、関連会社である萊陽龍大朝日農業科技有限公司の当社の出資持分の全てを売却いたしました。

(2) 財産および損益の状況

営業成績および財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分	第25期 (2016年3月期)	第26期 (2017年3月期)	第27期 (2018年3月期)	第28期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	36,348	32,354	35,878	40,367
経常利益または経常損失 (△) (百万円)	1,931	1,115	△74	△388
親会社株主に帰属する 当期純利益または親会 社株主に帰属する当期 純損失 (△) (百万円)	2,503	820	△362	△848
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期 純損失 (△) (円)	357.67	117.15	△51.82	△121.27
総 資 産 (百万円)	25,828	27,507	30,433	31,328
純 資 産 (百万円)	7,716	8,404	7,872	6,892

(注) 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

2019年2月4日から2019年3月18日までの期間に合同製鐵株式会社が行った当社株式に対する公開買付けの結果、2019年3月25日付けで合同製鐵株式会社が当社の親会社となりました。

同社は当社の株式を6,087,340株（議決権比率87.0%）保有しています。

取引関係および人的関係は現在のところありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 上 武	30百万円	100.0%	砕石砕砂の製造販売、建設廃材等の中間処理、再生骨材・木くずチップの製造販売

(注) 上記の重要な子会社を含め、連結子会社は3社であります。

(4) 対処すべき課題

2018年度における当社グループは、主力事業である鉄鋼建設資材事業や農業資材事業を取り巻く事業構造の変化に対応すべく、「スペシャリティ分野（強みを有する分野）への経営資源シフト」の強化とスピードアップを進めてまいりました。このような中、当社と同じく普通鋼電炉メーカーである合同製鐵株式会社より、当社株式に対する公開買付けの提案を受け、両社で検討・協議を重ねた結果、「スペシャリティ分野への経営資源シフト」の早期実現のためには、多くのシナジーを見込める合同製鐵グループとの提携が有効であると判断いたしました。

これを踏まえ、2019年2月4日から2019年3月18日にかけて公開買付けが実施され、この結果、当社は合同製鐵株式会社の連結子会社となりました。さらに、公開買付けの結果、合同製鐵株式会社の保有する当社の議決権数が3分の2以上となったため、当社株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件に、当社は合同製鐵株式会社の完全子会社となることを予定しております。

このような体制の下、当社は合同製鐵グループとの連携を早急に進め、シナジー効果を最大限かつ早期に獲得することを目指してまいります。また、農業資材事業や碎石砕砂・マテリアルリサイクル事業については、現行の生産・販売体制を継続し、今まで同様スペシャリティある事業展開を図ってまいります。そして、次の飛躍に向けて各事業の施策を加速させ、これまで以上に存在感のある企業を目指してまいります。

事業（セグメント）別の重点施策は次のとおりです。

<鉄鋼建設資材事業>

製造・販売・開発・調達・物流等のあらゆる面で合同製鐵グループとの連携を深めるとともに、高強度鉄筋やねじ節鉄筋、構造用鋼の特殊鋼の販売拡大による鋼種シフト、OEM等の新規プロジェクトの取り組みにより、高付加価値品への鋼種構成比変革を推進いたします。

<碎石砕砂・マテリアルリサイクル事業>

碎石砕砂事業では、生コンクリート向け、アスファルト合材向け需要は引き続き堅調に推移することが予想されます。

今後、2016年に取得した新砒区の良質な資源を活用し更なる生産性向上を図るとともに、新規先開拓など販売拡大を目指し、埼玉県ナンバー1の地位を盤石なものとしします。

<農業資材事業>

農業資材事業の業績に影響を与える肥料需要は、作付面積の減少、施肥の省力化等により引き続き緩やかに減少する傾向となっております。また、農林水産省の「農業競争力強化プログラム」における生産資材価格引き下げの取り組みが進んでおり、構造変化が進展しております。

このため、肥料事業では、製造技術に強みを有する有機質肥料への経営資源シフトを行い、未利用資源活用による原料開発や3工場一体運営による生産効率化を通じた更なるコストダウンを推進いたします。

種苗事業では、自社品種である大玉トマト「有彩（ありさ）」やカボチャ「プリメラ」、野菜の台木、新たに導入したブロッコリーを中心に、国内外への販売を拡大してまいります。

乾牧草事業では、関連会社であるジョンソン朝日との一体運営により、中国を中心としたアジア諸国への販売拡大を目指してまいります。

(5) 主要な事業（セグメント）内容（2019年3月31日現在）

- ① 鉄鋼建設資材事業
 - 鉄鋼事業：鉄筋用棒鋼、構造用鋼、ねじ鉄筋等の製造販売
- ② 碎石砕砂・マテリアルリサイクル事業
 - 碎石砕砂事業：碎石砕砂の製造販売
 - マテリアルリサイクル事業：建設廃材等の中間処理、再生骨材・木くずチップの製造販売
- ③ 農業資材事業
 - 肥料事業：有機質肥料、化成肥料等の製造販売
 - 種苗事業：野菜等種苗の生産販売
 - 乾牧草事業：乾牧草の輸入販売

(6) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

- ① 当社
 本社 東京都豊島区
 事業所 埼玉事業所 (全部門) 埼玉県児玉郡神川町
 大阪事業所 (肥料) 大阪府大阪市北区
 工場 埼玉工場 (鉄鋼) 埼玉県児玉郡神川町
 関東工場 (肥料) 埼玉県児玉郡神川町
 千葉工場 (肥料) 千葉県旭市
 関西工場 (肥料) 滋賀県甲賀市
- ② 主要な子会社
 株式会社上武 埼玉県秩父郡皆野町

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
501名 (99名)	12名増 (3名減)

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、当社グループから当社グループ外への出向者を除いており、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
 2. 臨時雇用者数 (パートタイマー、派遣社員等を含みます。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
436名 (43名)	8名増 (1名減)	40.1歳	15.2年

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
 2. 臨時雇用者数 (パートタイマー、派遣社員等を含みます。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,043百万円
農 林 中 央 金 庫	1,669
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,565
株 式 会 社 群 馬 銀 行	1,422
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,228

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,999,784株 (自己株式200,216株を除く)
- ③ 株主数 1,435名
- ④ 大株主 (上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合 同 製 鐵 株 式 会 社	6,087,340株	87.0%
阪 和 興 業 株 式 会 社	600,000	8.6
山 田 直 邦	26,800	0.4
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	8,900	0.1
松 村 隆 次	5,200	0.1
前 田 元 康	4,900	0.1
深 町 好	4,000	0.1
村 田 稔	3,700	0.1
中 林 美 晴	3,300	0.1
山 下 晴 雄	3,100	0.0
株 式 会 社 SBI 証 券	3,100	0.0

(注) 持株比率は自己株式 (200,216株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2019年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	村上政徳	
専務取締役	中村紀之	鉄鋼建設資材本部長
常務取締役	広瀬清	農業資材本部長
常務取締役	稲場進	管理本部長
取締役	草間勝	鉄鋼建設資材本部副本部長兼埼玉工場長
取締役	関根傑	管理本部副本部長兼総務人事部長
取締役（常勤監査等委員）	高橋明宏	
取締役（常勤監査等委員）	原田浩行	
取締役（監査等委員）	田島伸一	
取締役（監査等委員）	花枝英樹	
取締役（監査等委員）	土屋光章	日本原子力発電株式会社社外監査役 株式会社国際協力銀行社外監査役 第一リース株式会社監査役

- (注) 1. 取締役田島 伸一氏、取締役花枝 英樹氏および取締役土屋 光章氏は、社外取締役であります。
2. 社内外の日常的な情報収集、社内的重要会議への出席、内部監査部門との密接な連携により、効率的かつ実効的な監査を行い、監査等委員会の監査・監督機能をより強化するため、常勤監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員土屋 光章氏は、大手金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員土屋 光章氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社みずほ銀行の業務執行者の三親等以内の親族であります。
5. 当事業年度の役員の異動は、次のとおりであります。
- (1) 退任
2018年6月22日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって、田島 一郎氏および佐藤 光氏が任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。
- (2) 就任
2018年6月22日開催の第27期定時株主総会において、高橋 明宏氏および原田 浩行氏が新たに取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。

この定めに基づき、当社は各監査等委員との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役（監 査 等 委 員 を 除 く）	6 名	141百万円
取 締 役（監 査 等 委 員）	7	52
合 計 （う ち 社 外 役 員）	13 (3)	193 (18)

- (注) 1. 上記の員数には、2018年6月22日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社は、取締役会の決議により決定する業績連動報酬制度に従い、前年度の会社業績を所定の評価基準に基づき評価し、当該評価に応じて各取締役（監査等委員を除く。）の報酬を決定しております。また、業務執行から独立した立場の取締役（監査等委員）の報酬は、固定報酬として取締役（監査等委員）の協議により決定しております。
4. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第25期定時株主総会において年額230百万円以内と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第25期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役土屋 光章氏は、日本原子力発電株式会社社外監査役、株式会社国際協力銀行社外監査役および第一リース株式会社監査役を兼職しております。なお、当社と当該各社との間には特別な関係はありません。

ハ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	会社役員の地位	主 な 活 動 状 況
田 島 伸 一	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に、監査等委員会19回すべてに出席のほか、会計監査人との監査協議会などにも出席し、議案審議や監査内容等に関して、他社での会社経営や海外勤務の経験に基づいて、幅広い観点からの発言を行っております。
花 枝 英 樹	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	当事業年度に開催された取締役会21回、監査等委員会19回すべてに出席のほか、会計監査人との監査協議会などにも出席し、議案審議や監査内容等に関して、長年にわたる大学教授としての実績や経営学の知見等に基づいて、幅広い観点からの発言を行っております。
土 屋 光 章	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	当事業年度に開催された取締役会21回のうち18回に、監査等委員会19回のうち17回に出席のほか、会計監査人との監査協議会などにも出席し、議案審議や監査内容等に関して、他社での会社経営や大手金融機関での業務経験に基づいて、幅広い観点からの発言を行っております。

(注) 社外取締役田島 伸一氏、社外取締役花枝 英樹氏および社外取締役土屋 光章氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について会社法第399条の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

再生可能エネルギー固定価格買取制度の減免申請に関する公認会計士等による確認業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会の意見も聴取し、監査等委員会にて所定の判断基準に基づき、会計監査人の再任の可否を判断します。不再任とする場合は、後任の会計監査人の選任についても検討します。

会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する株主総会議案の内容は、監査等委員会が決定します。

取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	18,280	流動負債	18,599
現金及び預金	4,110	支払手形及び買掛金	7,048
受取手形及び売掛金	6,387	電子記録債務	1,612
商品及び製品	5,215	短期借入金	4,000
原材料及び貯蔵品	2,200	1年内償還予定の社債	90
その他	367	1年内返済予定の長期借入金	2,177
貸倒引当金	△2	未払法人税等	63
固定資産	13,047	賞与引当金	253
有形固定資産	11,736	未払金	1,105
建物及び構築物	3,424	営業外電子記録債務	887
機械装置及び運搬具	4,404	その他	1,360
土地	2,645	固定負債	5,837
その他	1,262	社債	570
無形固定資産	217	長期借入金	4,031
投資その他の資産	1,093	退職給付に係る負債	810
投資有価証券	988	環境対策引当金	4
その他	105	その他	420
貸倒引当金	△0	負債合計	24,436
		純資産の部	
		株主資本	6,913
		資本金	2,190
		資本剰余金	1,802
		利益剰余金	3,214
		自己株式	△293
		その他の包括利益累計額	△20
		その他有価証券評価差額金	0
		為替換算調整勘定	△18
		退職給付に係る調整累計額	△3
		純資産合計	6,892
資産合計	31,328	負債純資産合計	31,328

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	40,367
売上原価	33,751
売上総利益	6,616
販売費及び一般管理費	6,959
営業外収益	342
受取利息	2
受取配当金	12
持分法による投資利益	113
仕入割	37
その他	45
営業外費用	211
支払上	138
割	96
その他	21
経常損失	257
特別利益	388
特 別 利 益	
固定資産売却益	0
特 別 損 失	
固定資産処分損	251
固定資産売却損	27
投資有価証券評価損	0
投資有価証券売却損	2
関係会社出資金売却損	75
税金等調整前当期純損失	357
法人税、住民税及び事業税	745
法人税等調整額	97
当期純損失	5
103	
848	
848	

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,190	1,802	4,063	△293	7,762
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△848		△848
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			△848	△0	△849
当期末残高	2,190	1,802	3,214	△293	6,913

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	75	60	△25	110	7,872
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)					△848
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△74	△79	22	△131	△131
当期変動額合計	△74	△79	22	△131	△980
当期末残高	0	△18	△3	△20	6,892

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,952	流動負債	17,798
現金及び預金	3,706	支払手形	219
受取手形	224	電子記録債務	1,612
電子記録債権	242	買掛金	6,427
売掛金	5,096	短期借入金	4,000
商品及び製品	5,093	1年内償還予定の社債	90
原材料及び貯蔵品	2,139	1年内返済予定の長期借入金	2,002
前払費用	91	リース債務	60
関係会社短期貸付金	100	未払金	1,063
その他	258	未払費用	155
貸倒引当金	△0	未払法人税等	21
固定資産	10,906	営業外電子記録債務	887
有形固定資産	9,923	前受金	8
建物	2,780	預り金	27
構築物	420	賞与引当金	214
機械及び装置	4,046	その他	1,008
車両運搬具	6	固定負債	5,133
工具、器具及び備品	280	社債	570
土地	2,192	長期借入金	3,460
リース資産	171	リース債務	124
建設仮勘定	24	繰延税金負債	81
無形固定資産	202	退職給付引当金	788
ソフトウェア	123	環境対策引当金	3
施設利用権	70	資産除去債務	82
電話加入権	8	その他	22
投資その他の資産	781	負債合計	22,931
投資有価証券	454	純資産の部	
関係会社株式	270	株主資本	4,926
出資金	3	資本金	2,190
長期前払費用	1	資本剰余金	1,802
その他	50	資本準備金	1,802
		利益剰余金	1,228
		利益準備金	52
		その他利益剰余金	1,175
		固定資産圧縮積立金	748
		別途積立金	200
		繰越利益剰余金	226
		自己株式	△293
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
資産合計	27,859	純資産合計	4,927
		負債純資産合計	27,859

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		37,769
売上原価		32,280
売上総利益		5,489
販売費及び一般管理費		6,006
営業損失		517
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	145	
仕入割引	37	
その他	39	224
営業外費用		
支払利息	133	
売上割引	96	
その他	16	245
経常損失		538
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	27	
固定資産処分損	250	
投資有価証券売却損	2	
投資有価証券評価損	0	
関連会社出資金売却損	75	355
税引前当期純損失		894
法人税、住民税及び事業税	8	8
当期純損失		902

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,190	1,802	1,802	52	748	200	1,128	2,130
当期変動額								
当期純損失 (△)							△902	△902
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期 変動額 (純額)								
当期変動額合計							△902	△902
当期末残高	2,190	1,802	1,802	52	748	200	226	1,228

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△293	5,828	75	75	5,904
当期変動額					
当期純損失 (△)		△902			△902
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期 変動額 (純額)			△74	△74	△74
当期変動額合計	△0	△902	△74	△74	△976
当期末残高	△293	4,926	1	1	4,927

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

朝日工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寶野裕昭 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 加藤秀満 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、朝日工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

朝日工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寶野裕昭 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 加藤秀満 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、朝日工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査計画による監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が子会社監査役を兼任し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③監査等委員会は会計監査人と定期的に協議を行い、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

朝日工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	原	田	浩	行	印
常勤監査等委員	高	橋	明	宏	印
監査等委員	田	島	伸	一	印
監査等委員	花	枝	英	樹	印
監査等委員	土	屋	光	章	印

(注) 1. 監査等委員 田島伸一、花枝英樹及び土屋光章は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

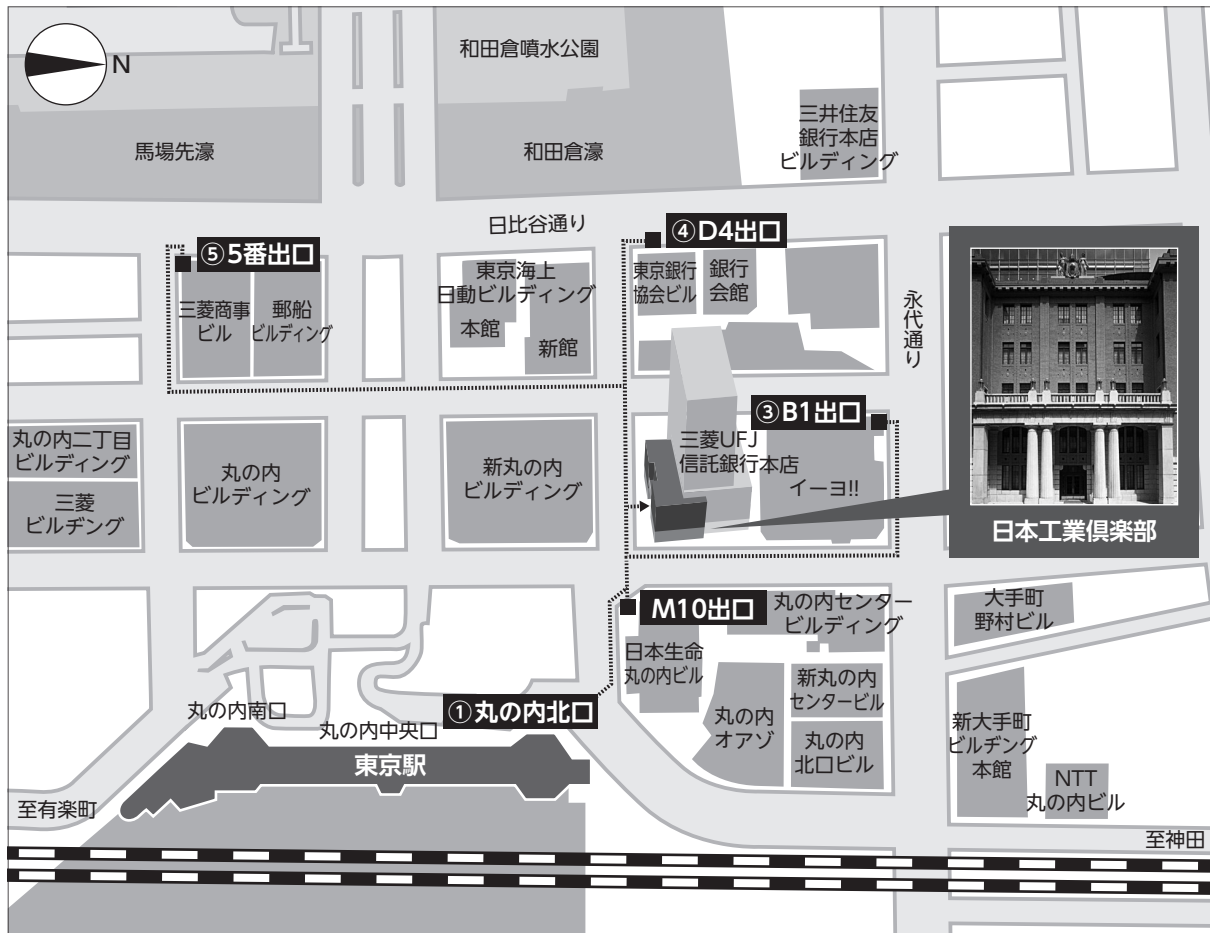
株主総会会場 ご案内図

株主総会にご出席の株主様へ
お配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

会場

東京都千代田区丸の内一丁目4番6号

日本工業倶楽部 3階 大ホール



交通のご案内

- | | | | | | | | |
|---------------------|------|--------------|------|----------------------|-------|-------------|------|
| ① J R | 東京駅 | 丸の内北口 | 徒歩2分 | ④ 都営三田線
東京メトロ千代田線 | 大手町駅 | D4出口 | 徒歩5分 |
| ② 東京メトロ丸ノ内線 | 東京駅 | M10出口 | 徒歩1分 | ⑤ 東京メトロ千代田線 | 二重橋前駅 | 5番出口 | 徒歩7分 |
| ③ 東京メトロ
東西線・半蔵門線 | 大手町駅 | B1出口 | 徒歩5分 | | | | |

※お車でのご来場は、ご遠慮ください。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。